



共生

黒木隆之 書

2021年10月

第 38 号

社会福祉法から社会福祉法人の使命を考える

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長 久木元 司



社会福祉法では、社会福祉法人の経営のあり方について、第24条「経営の原則等」の第1項に、「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」とあります。

措置制度の時代においては、行政処分という位置づけで社会福祉法人は行政事務の受託者という性格であったため、自主的な判断による経営を行うことはなく、福祉事務所や児童相談所の判断で施設サービスが決められ、利用者にもサービスの選択権や自己決定権はありませんでした。

第1項の「経営の原則等」の規程は、契約制度への移行に伴い自主的・自律的な経営を回復し、経営基盤の強化を図ることによって、本来の民間社会福祉法人経営者として、地域におけるさまざまな福祉需要に対応し、あるいは制度の狭間にいる人々を救済するとともに、社会福祉事業を中心とした福祉サービスの供給を、中心的に担う高い公共性を有する特別な法人として位置づけられたという趣旨です。

そうした第1項の趣旨が、これまで条文に明確に表現されていないこともあり、また社会福祉法人の本旨として、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならない福祉に対応していく必要があることを明確化する必要があったことから、今般の社会福祉法の改正により、第2項に、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」という責務規定が追加されました。

今後は社会福祉法人の使命である、地域社会におけるセーフティネットを構成する社会資源として、地域にくらす人びとに安心をもたらし、真に信頼される社会福祉法人になるためには、利用者一人ひとりの尊厳を守る良質な福祉サービスの実施とともに、多様化・複雑化する生活課題、福祉需要への積極的な対応が必要となります。

その使命を社会福祉法人が果たすための具体的な指針として全国経営協では『アクションプラン2025』が作成されました。その中に示されている「経営原則」にもとづき公共的・公益的かつ信頼性の高い民間法人にふさわしい経営が求められます。さらに地域共生社会を見据え、地域の福祉施設が連携して地域の福祉課題に向き合う時期に来ていると考えています。

『すべての福祉従事者への新型コロナワクチン早期接種等にかかる要望書』を提出

新型コロナウイルスの感染が急速に拡大する中、令和3年5月26日付けで県知事に対して、全国社会福祉法人経営者協議会会長と県社会福祉法人経営者協議会会長の連名による「すべての福祉従事者への新型コロナワクチン早期接種等にかかる要望書」を提出しました。

この要望書は、児童福祉施設におけるクラスター発生の急増やワクチン接種やPCR検査等の実施における自治体ごとの対応の相違といった課題を踏まえ、すべての福祉施設において、集団感染・重度化を防止し、感染の早期発見等の迅速な対策を図る観点から、

1. すべての福祉施設の利用者・従事者へのワクチンの迅速な接種
2. 集団感染を防ぐ定期的なPCR検査等の計画的実施、体制整備

について、要望したものです。

これを受けて、県においては迅速に対応していただき、翌週には「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの余剰が発生した場合の対応指針」を策定し、保育士・児童福祉施設の従事者等がキャンセル等によって生じた余剰ワクチンの優先接種対象者として示されたほか、県が設置するワクチンの大規模接種会場（鹿児島市・鹿屋市）においてキャンセルが発生した際に、県経営協会員法人の職員を余剰ワクチンの優先接種対象として取り扱いたいとの申し出をいただくなど一定の効果が得られたものと感じております。

今後も感染状況等の動向を注視しながら、県などに対して要望を届けるとともに、会員法人へ有益な情報を提供できるよう努めてまいります。



久木元会長から県くらし保健福祉部長へ要望書を提出



左から）谷口県くらし保健福祉部長、久木元会長、水流副会長

令和3年5月26日

鹿児島県知事
塩田 康一 様

全国社会福祉法人経営者協議会 会長 磯 彰 様
鹿児島県社会福祉法人経営者協議会 会長 久木元 様

**すべての福祉従事者への
新型コロナワクチン早期接種等にかかる要望**

新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、多大なるご尽力をいたしておらずに、深く感謝申し上げます。
高齢者施設をはじめ、すべての福祉施設の利用者は、重症化リスクとともに、集団での生活・活動が多いことによる集団感染のリスクが高い状況にあります。
また、集団感染が発生した際の医療提供体制の確保とともに、利用者・家族等の生活や施設運営への影響が大きな課題となっています。
つきましては、すべての福祉施設において、集団感染・重度化を防止し、感染の早期発見等の迅速な対策を図る観点から、以下について、要望いたします。

1. すべての福祉施設の利用者・従事者へのワクチンの迅速な接種
 - 高齢者施設、障害者施設の利用者・従事者の計画的かつ迅速な接種の実施とあわせて、児童福祉施設等についても、迅速に接種が行われることが必要です。
 - 国と連携したワクチンの確保・供給とともに、ワクチン流通の効率性にも適う各福祉施設の利用者・従事者の同時接種などに向けた市町村への助言・支援等をお願いします。
 - 接種順位にもとづく接種予定数を上回るワクチンの供給が得られた場合などには、順位・接種時期にかかわらず、高齢者施設等とともに児童福祉施設を対象に優先的に接種を行うなどの柔軟な対応が図られるようお願いします。
2. 集団感染を防ぐ定期的なPCR検査等の計画的実施、体制整備
 - 本会調査では、国の基本的対処方針にもとづき、自治体から要請を受けた社会福祉法人の8割以上がPCR検査等を実施しています。
 - また、自治体からの要請がない法人であっても、3割以上が独自にPCR検査等を実施し、早期発見と集団感染の防止を徹底しています。
 - 高齢者施設等における計画的な検査を速やかに実施できる体制整備とともに、児童福祉施設等を含むすべての福祉施設が対象となるようお願いします。

全国経営協会会長・県経営協会会長の連名による要望書

令和3年度 県政要望に係る自民党県連との個別意見交換会

令和3年8月25日(水)に自民党鹿児島県支部連合会が主催する県内の各種業界・団体との個別意見交換会が開催され、県経営協から久木元会長、水流副会長(県知的障害者福祉協会 会長)、松久保協議員(県社会就労センター協議会 会長)が出席し、各種別協議会から提出された要望内容について出席された県議会議員の方々へ申し入れを行い、意見交換を行いました。

【各種別協議会から提出された要望一覧】

I 「社会福祉法人経営者協議会」

1. 福祉人材確保及び外国人介護人材確保にかかる取組の継続推進について
2. 鹿児島県災害福祉広域支援ネットワークの取組の促進について
3. 地域における公益的な取組の推進及び「かごしまおもいやりネットワーク事業」の周知協力について
4. 「社会福祉連携推進法人」制度の県内全ての社会福祉法人への周知に向けた取組について
5. 指導監査における電磁的記録の活用促進について
6. 感染症対策の長期化を見据えた全ての社会福祉(高齢・障害・児童等)従事者への新型コロナウイルスワクチンの計画的な接種体制の構築について

II 「老人福祉施設協議会」

1. 記録の保存について
2. 集団指導について
3. 人材の確保について

III 「知的障害者福祉協会」

1. 新型コロナウイルス感染防止対策の経済的支援について
2. 重度心身障害者等医療費助成制度の窓口無料化(現物給付化)について
3. 障害児施設入所児童に係る障害者施設等への円滑な移行に関する検討会議の設置について

IV 「児童養護協議会」

1. 都道府県社会的養育推進計画について
2. 人材確保の支援について



V 「保育連合会」

1. 保育の質・機能向上のための要望について
2. 保育者不足解消に向けた取組みについて
3. 特定地域または人口減少地域に対する補助について

VI 「社会就労センター協議会」

- 1 就労支援施設への優先発注の継続について

VII 「乳児福祉協議会」

1. 病虚弱児加算、医療的ケア児の受け入れ加算等の見直しについて
2. 被虐待児童の一時保護及び入所前健康診断の受診の義務化について

VIII 「母子生活支援施設協議会」

1. 人員配置基準の改善による支援体制強化としての看護師配置について
2. 母子生活支援施設の周知と活用について
3. 一時保護委託の拡大について

新型コロナウイルス感染者が発生した会員法人へ ～『緊急見舞金』のご案内～

全国経営協では、利用者や役職員が新型コロナウイルスに感染した会員法人を対象とした緊急見舞金(5,000円/1人)を実施しております。見舞金が支給された法人は令和4年度の全国会費が免除となり、法人名も非公表です。該当する会員法人は全国経営協事務局へお問い合わせください。

【全国経営協事務局】 TEL:03-3581-7819



社会福祉施設における新型コロナウイルス発生時等に伴う休業指示と賃金について

社会保険労務士法人 HR Trust
代表 特定社会保険労務士

江原 充志

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます）による緊急事態宣言解除の見通しが立ち、感染者も大幅に減少してきました。しかしながら、社会福祉法人の皆様方におかれましてはまだまだ気を緩めることができず、歴史上初の難局への対応に苦慮されていることかと思えます。

小職においても県経営協の会員法人様をはじめ、多くの事業所から多数のご相談が寄せられています。そこで今回、コロナに伴う休業指示と賃金の関係についてお話させていただきたいと思えます。

- 1 まず、コロナに感染した者や濃厚接触者（※1）、あるいはそのおそれのある職員について、感染者の療養及び感染防止対策の観点から、職員に対して休業指示ができるかどうかの問題となります（ここでは、業務に起因しないケースを前提として解説していきます）。

この点、コロナは感染症法によって「指定感染症」に指定されており、とくに福祉事業においては業務の特殊性から、利用者に対する感染拡大を防止する高度の注意義務があるというべきで、クラスターとその後リスクを考えると休業指示する必要性は高いといえます。また、同僚に対して感染させないという安全配慮義務の観点からもやはり休業指示は必要となります。よって、感染者や濃厚接触者等に休業指示すること自体は法的に問題ありません。

- 2 もっとも、休業指示は可能としても、実務上一番の問題は、賃金がどうなるかということです。賃金を支払いつつ休業させるのであれば、単に労働義務を免除するだけのことであり何ら法的な問題は生じません。しかし、すべてのケースに対して全額の賃金を支払うことになれば膨大な人件費を負担することとなり、経営の視点からは受け入れ難いとする経営者も多いでしょう。

そこで、どのような場合に支払い義務があるのか、そして支払義務があるとすればいくら支払う必要があるのかを明確にし、その基準をもとに対応していく必要があります。

休業を指示した場合に、賃金支払い義務が発生するのは、「事業主の責に帰すべき事由による」（以下「事業主都合」といいます）休業の場合です。事業主都合による休業は、労基法 26 条により平均賃金の6割以上の手当（休業手当といいます）を支払わなければならないとされています（※2）。

これまでに小職に寄せられた相談を類型化すると、おおむね次の5つに分類されます。

- ① コロナに罹患した場合
- ② 濃厚接触者となった場合
- ③ 発熱により就労できない場合
- ④ 発熱や咳はあるが出勤可能な場合
- ⑤ ①～④には該当しないが、感染のおそれがある者に対し一律に休業させる場合

- 3 まず①～③については、業務が原因でない限り職員側の事情であって事業主都合には該当しません。よって休業手当支払い義務もないこととなります（病欠と同様の取り扱い）。

もっとも、このような場合も法人独自で（法的義務はないが）手当を支払うことは、もとより問題ありませんし、①③の場合は医師により労務不能と認められれば休業4日目から傷病手当金を受給することもできます（なお、濃厚接触者となっただけでは傷病手当金は支給されませんのでご注意ください）。

4 次に④の場合、発熱や咳はあるが出勤可能な職員を、コロナ感染が疑われる水準に達していないにもかかわらず一律に休業させるような場合は、事業主都合に該当すると考えられるので休業手当の支払いが必要となります。

問題は⑤です。例えば、県外にいる職員の子息が帰省して一緒に過ごしたとか、職員が私用で県外に旅行したことを理由に一律に2週間自宅待機を命ずるような場合です。

このように、陽性かどうか、濃厚接触者であるかどうか不明の段階でそのおそれありと事業主が判断して一律に行った休業指示は「事業主都合」といえるのでしょうか。

この点、明確な判断基準は示されていません。陽性でもなく、濃厚接触でもないのにそのおそれがあるというだけで休業させるのは事業主都合と解釈することもできますし、一方で、職員のプライベートでその危険性が生じたのだから事業主都合にはあたらないと解釈することもできそうです。

しかしながら、県外への旅行や県外居住者と接触したことのみをもって一律に休業を指示するのは、④同様、事業主都合として賃金支払い義務があるとするのが妥当な判断と思われます。なぜなら、労基法上の休業手当の支払い義務を免れるのは、「事業主が通常の経営者としての最大の配慮を尽くしてもなお避けることのできない事故の場合」とされており、PCR検査の実施や在宅勤務の可能性など回避すべき方策を検討することなく一律に休業指示するのは最大の配慮を尽くしたと言い切ることは難しいからです。

もちろん反対意見もあるでしょう。しかし、①～⑤すべてのパターンにおいて法人が全額賃金保障しない限りどこかで線引きしなければなりません。そこで、経営上の必要性和職員の生活保障の均衡を考えると、①～③と④⑤の間で線引きし、④⑤については事業主都合と解し、6割の休業手当を支払うとするのがバランスのよい結論といえるのではないのでしょうか（※3）。

なお、所得の減少と職員の不満を回避するために、事業主が休業手当の支払義務がある場面においても、職員の希望によって年次有給休暇の取得を選択できるようにしたり、在宅勤務を可能とするなどの措置を講ずるのは一策でしょう（年次有給休暇や在宅勤務の場合は賃金が100%支給されるため）。

5 以上の見解に基づいてまとめると次のようになります。

事由	賃金（休業手当）支払義務	傷病手当金 【○支給される ×支給されない】
① コロナに感染した場合	なし	○
② 濃厚接触者となった場合	なし	×
③ 発熱により就労できない場合	なし	○
④ 発熱や咳はあるが出勤可能な場合	あり（休業手当6割）	×
⑤ ①～④には該当しないが、感染のおそれがある者に対し一律に休業させる場合	あり（休業手当6割）	×

6 最後に施設でクラスターが発生するなどして、業務が原因でコロナに罹患した場合はどうでしょうか。この場合は労災扱いとなり、労災保険から休業補償（賃金の8割）が支給されることとなります。もっとも、業務上罹患したことについて、必要な感染予防措置を講じていなかったなど、事業主に安全配慮義務違反がある場合は、労災で補填されない部分（賃金の2割部分や慰謝料など）は損害賠償責任を負う可能性がありますので十分留意しなければなりません。

以上、休業指示と賃金の関係についてみてきましたが、これだけコロナが長期化すれば、すべてのパターンにおいて、もはや事業主都合ではないのではないか？という解釈もあり得そうです。しかしながら前記のように、法人経営においてはアフターコロナを見据えて経営の必要性和職員

の生活保障のバランスをとっていかなければなりません。法的義務の部分だけにスポットをあてるのではなく、何が妥当な結論といえるのかを考えるべきです。潮が引いた後にその法人の真価が問われるのではないのでしょうか。

- ※1 手で触れることのできる距離（1メートル）で、必要な感染予防策なしで陽性者と15分以上接触のあった場合など、保健所から濃厚接触者として認定された場合。
- ※2 民法536条に関する論点もありますが、これまでの事例では、あまり問題となっていないため、ここでは論じません。
- ※3 このようなケースで事業主が休業手当を支払った場合、一定の要件を満たせば雇用調整助成金が支給されることがある。

「かごしまおもいやりネットワーク事業」に加入しませんか？

県経営協では「地域における公益的な取組」として、平成30年7月に「かごしまおもいやりネットワーク事業」を開始し、4年目に入りました。

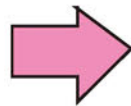
現在、105法人（施設経営法人：83法人、社協：22法人）が加入し、制度の狭間で支援を必要とする生活困窮者等へ一時的な食糧や日用品等について現物給付で支援を行っています。

地域で生活する住民の生活上の課題が複雑化・複合化する中で、高齢・障害・児童・生活困窮者支援といった従来の縦割りの制度で対応できないニーズに対して手を差し伸べることができる有用な社会資源として、加入法人からは高い評価を頂いております。

今後、「地域における公益的な取組」を検討される法人におかれましては、ぜひ「かごしまおもいやりネットワーク事業」への加入をご検討いただき、県内全域でのセーフティーネットワークを構築し、一丸となって社会福祉法人の価値を高めていきましょう。

「かごしまおもいやりネットワーク事業」ではこんな支援が可能です

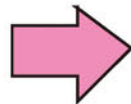
年金の支給日や給料日までに食べるものや子どものオムツ・ミルク代がなくて困っている。



年金の支給日や給料日までに食べるものや子どものオムツ・ミルク代がなくて困っている



電気代やガス代が払えずに滞納し止められてしまった。



復旧に必要な電気代やガス代の支払いを代行します。



過去にはこんなケースも支援しました

<事例> 情緒面等で課題を抱える長男に対する父親の虐待に苦慮する母親への支援

父親、母親、長男、長女の4人暮らし世帯。

情緒面等で課題を抱える長男に対する父親の激しい叱責を理由に母親の実家（居住地市町村外）に避難していたが、実家側も長期間の受け入れが困難となったため、学校・児童相談所との連携確認ができるまでの間、母親のレスパイトも兼ねて、学校への通学が可能な居住地市町村内の宿泊施設に滞在してもらい、宿泊代をかごしまおもいやりネットワーク事業で支援しました。

「青年経営者部会への誘い」



社会福祉法人 緑風会 太陽の里 施設長
(鹿児島県青年経営者部会 部会長) 瀬戸山 豪

本年度から青年経営者部会の会長を仰せつかっております緑風会の瀬戸山豪と申します。

まず、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患されたご利用者様、職員の皆様、感染拡大により生活に影響を受けている法人、施設の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、感染防止のため日々懸命に活動を続けられている医療従事者、福祉従事者の方々に、心から感謝申し上げます。

鹿児島県の青年経営者部会は全国社会福祉法人経営者協議会及び鹿児島県社会福祉法人経営者協議会の下部組織として設置され、社会福祉法人経営に関する調査・研究及び研修等を通じて青年経営者等の資質向上に資することを目的とした組織です。

概ね50歳未満の経営者や幹部候補者、リーダー等が会し、会員の要望を取り入れながら講演や研修会、情報交換を行う大変有意義な会となっております。また、全国や九州ブロックの経営青年会の研修に参加したり、何よりも県をはじめ全国に同年代の人脈を広げられることができる会です。

鹿児島県青年経営者部会では概ね年4回の研修(コロナ禍ではない場合、1回は県外か海外視察)を行っております。本年度は、5月に開催県として九州ブロック社会福祉法人経営青年会総会・セミナーをオンラインにて開催いたしました。

基調講演では、『全国社会福祉法人経営青年会のめざすところ～福祉業界の次代を担う人材の輩出～』と題して全国社会福祉法人経営青年会会長の梅野様にご講演いただき、また記念講演では株式会社 Never Land 代表取締役の加世堂様に『地域食材のブランディングと人財育成』と題して、コロナ禍で非常に厳しい状況であっても理念経営に基づき、働く従業員への手厚いマネジメントなどを実践することでこの危機を乗り越えようとする熱い思いをご講演いただきました。

9月の第二回研修会は、オンラインにて開催いたしました。Glocal Academy 代表理事の岡本尚也博士(物理学)に『福祉施設で想定される課題解決の論理的なアプローチ』と題して、『手段(変わるもの)』と『目的(変わらないもの)』という手法を用いた課題解決についてご講演いただきました。

12月の第三回研修会では、全国社会福祉法人経営青年会連携推進室室長菊地月香氏を講師にお迎えし『BCP 策定のポイント～みんなで一緒にやってみよう～』と題して、BCP 策定の基礎から具体的な策定の手順まで幅広くご講義いただく予定です。

コロナ禍で集合形式の研修会の開催が難しい状況ですが、鹿児島県青年経営者部会ではいち早く Zoom ミーティングを活用したオンライン研修の開催に取り組んでまいりました。

オンラインになったことで、離島や遠方のため集合形式では参加が困難だった会員の方も積極的に参加出来るようになりました。また、講師の方々も様々な方をお呼びすることが可能となり、今まで以上に中身の濃い研修会を実施できております。

ぜひとも皆様方には興味をお持ち頂き、青年経営者部会への入会をお願い致します。会費も年間一万円(全国加入の場合はプラス一万円)と破格の会費で運営しています。

青年会の強みである会員同士の繋がりを活かして、我々と一緒に鹿児島の福祉を盛り上げていきましょう。

○入会申込・問い合わせ連絡先

社会福祉法人緑風会 瀬戸山・永池まで
住所：〒899-2504 鹿児島県日置市伊集院町郡2075
TEL：099-273-3211 FAX：099-273-2625
E-mail：ryokufukai@pluto.plala.or.jp

○全国社会福祉法人経営青年会ホームページ

<http://www.zenkoku-skk.ne.jp/>

県社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、指導員を配置し、文書・電話等により法人経営・施設運営に関する相談を受け付けております。

秘密は厳守され、相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。



◇ 専任指導員 1名

◇ 兼任指導員 1名 小林公認会計士事務所 所長(公認会計士・税理士) 小林千鶴 先生

◇ 弁護士 (県経営協の顧問弁護士です。内容により弁護士会所定料金が必要となります。)

【連絡先】 TEL:099-257-9885 FAX:099-250-9358

経営協に加入しませんか？

経営協会員メリット



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

(1) 会報「経営協」・メールニュース「経営協情報」による情報提供

会員法人には、全国経営協から、国の動静や福祉に関する最新の情報が掲載された会報（毎月発行）の送付及びメールニュース（随時）が送信されます。

(2) 全国経営協ホームページによる事業運営サポート

全国経営協ホームページ内の「会員法人MYページ」において、各種会員法人支援ツールを活用できるほか、WEBセミナー動画の視聴や会員専用相談窓口の利用が可能となります。

【会員法人支援ツール】

- ① **経営支援ツール**：法人制度改革への対応や人事管理、財務管理、中長期計画策定等、法人経営に役立つ各種ツールを提供。
- ② **広報戦略ツール**：社会福祉法人に対するポジティブなイメージ形成に向けて、会員法人の皆さまと共に展開する広報戦略ツールを提供。
- ③ **報告書・研究成果**：社会福祉制度や経営実践等に関して、全国経営協が取り組んできた各種調査・研究等に基づく報告書や研究成果を提供。
- ④ **モデル規程・様式**：経理規程やサービス利用契約書など、法人運営に必要となる各種モデル・様式等を提供。
- ⑤ **WEB経営診断**：内部環境分析、組織風土（職員意識調査）、財務分析などにより、簡単に法人経営診断をすることができ、経営課題を明確化することで、中（長）期経営計画の策定にも役立つツール。

詳しくは、全国社会福祉法人経営者協議会ホームページをご覧ください。

<https://www.keieikyo.com/index.html>

(3) 各種研修会等における参加費の会員法人価格の適用

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会主催の各種研修会・セミナーへの参加費が令和3年度は無料となります。

事務局便り

【今年度の経営協の主な取組み（予定を含む）】

令和3年10月1日現在

月	日	会議・行事名	場 所	主な内容等
R3年10	14	知事への福祉施策に関する要望書提出にかかる懇談会	県庁	要望書提出・意見交換
	11	第2回社会福祉法人会計研修	オンライン開催	注意すべき会計実務の仕訳
	12	第9回社会福祉法人経営者大会	城山ホテル鹿児島※オンライン併用	※企画中※
R4年1～3	未定	全国経営協 都道府県経営者セミナー	鹿児島市内	未定
	1	// 保育部会研修会	オンライン開催	未定
	1	// おもいやりネットワーク事業研修会	オンライン開催	未定
	2	上旬 第3回社会福祉法人会計研修	オンライン開催	決算手続き等
	2	未定 指導監査等に関する意見交換会	県庁	監査結果報告及び意見交換
	3	// おもいやりネットワーク事業運営委員会	県社会福祉センター	次年度事業計画・予算等
	3	// 第2回協議員会	県社会福祉センター	次年度事業計画・予算等